

天皇陛下行幸奉迎



一条の会 NEWS LETTER
菊 桜

108号 H28-12-20

【発行】
憲法一条の会
代表 小野 馨子
<http://1-jo.info/index.html>
【編集責任者】
MASUKI 情報デスク
増木 直美
大阪府豊中市上新田2-6-25-113
TEL 090-3710-4815
FAX 06-6835-0974
<http://mid.parfe.jp/>
mid@jewel.ocn.ne.jp

一条の会 副代表
愛知の教育をよくする会代表

岡崎 杉田 謙一

2016.11.16
天皇陛下犬山市行幸
奉迎活動を行う

9時に岡崎の家を出て犬山の入鹿池へ走る。途中春日井の消防署の前を通るとなんと国旗が半旗に。Uターンして消防署に戻りすぐに一番上にまで上げていただく。おそろしく風で緩んだのでしよう。現地着は12時少し前。一時間前というのにすでに周辺の奉迎地6か所には多くの人がお越しになっていた。急ぎ奉迎の3名で手分けして国旗を配布。道路の完全閉鎖まで30分。高速からここまで沿道にも4か所奉迎線が設置してありそこにも持参する。皆さん国旗が到着してほっとされたようである。大喜びで受け取ってくだ

さった。やや風はあったが絶好の奉迎日和である。

近隣の小学校も全員が奉迎に参加してくださるよつだと聞き、職員室に国旗をお持ちする。しかし教員の先生は喜んでくださり、あと30人分があればとおっしゃるのでボランティアの山田女士に届けていただき、私は遠方の奉迎線の端まで国旗を届ける。しかし、不足分を届けていただいた際に、小学校側から、国旗は持たせないといわれたそう、すべて引き上げとなる。学校の方針だから致し方ないがまことに残念。

奉迎の皆さんと親しく陛下のご国旗掲揚運動のことなどお話しした。自衛隊協力会の方が賛同してくださり、一度掲揚運動を諮ってくださいとのうれしい返事もいただく。私もオレンジの「国旗掲揚推進愛知の会」の文字が入ったユニフォームを着ているので多くの方から質問を受けもして、掲揚運動にも弾みがつきそうな感触。

陛下下の笑顔を押し感無量。皆さんも「初めて国旗を持ちました。」という方も多く、感激されていた。この体験が日本を思う機会になるでしょう。ビデオを撮り続けた方は満足そうにお子さんと

見直して見える。

完全にお帰りになるまでその場を動けずいたので、他の奉迎場所の様子はわからなかったが、皆さん本当によくやってくれました。深く感謝します。

さて先ほどの小学校。このままでは受け取られた先生に迷惑がかかると、再度訪問して失礼を詫言びたのですが、果たして国旗なしでお迎えすることの意味は何なのか。校長は「華美な奉迎は慎むようにとの宮内庁からの指示」と言われたが、私が校長ならば、喜んで生徒に配り奉迎の仕方を学ばせるのですが。無論、国旗の意味や陛下のすばらしさも子供に教える最大のチャンスでありますから。周りの大人の奉迎者はみな国旗を持ち奉迎をされるのに。学校現場がなぜにこうなのは理解不能。

別のメンバーは、今日の宿泊の長野へ走ってくれ奉迎をしてくださった。長野も村で国旗を用意してくれることになっていた。少ししかもっていかなかったため、国旗が不足して困ったとのこと。明日の朝の10時から奉迎が長野でありますのでこちらから持っていくことにした。岐阜も県がしっかり用意してくれ長野も自治体で用意してくれる。愛知だけは全く自治体が国旗を用意されない。これも情けないことです。

帰りに小牧市の秘書課に行き明後日の奉迎の打ち合わせをする。こちらも実につきつりと準備をしてくださっている。あと二日をしっかりと成し遂げたい。

2016.11.17 陛下奉迎長野満蒙平和祈念館

午前5時岡崎を出て長野県の阿智村満蒙開拓平和記念館の奉迎場所についたのは8時半。何しろ初めてのところでお泊りの旅館や市役所。満蒙開拓平和祈念館

そして車がおける第一小学校の位置を確認しながら一回りする。9時ごろに各場所に奉迎線や役所の人員配置がなされ始めた。私は役所の担当の方にご挨拶し、村として住民への案内や国旗を用意しての奉迎をなされていることに感謝を申し上げ、国旗の不足分を提供することを申し述べ、早速配布に入る。

昨日の旅館におつきの際の奉迎にも村が小旗がある程度用意してくださるとの事前のお話を待っていたので、そちらに回ってくれたM女士も150本ほど予備として持っていていただけだった。ところがそれでも小旗がとも足りず、ない人が相当出たとの連絡を受けていたので、今日は十分用意していた。陛下を慕う村民や近隣の皆さんが相当、お集りになり、1500本は配ることになった。トータルでは村民の人口6700名のうち成人の半数近くがお集りになったのではと思われる。

《4頁3段目へ》



村岡憲徳・皇位を暗る

多すぎたり少なすぎたり、苦慮してきた先人たち

2016年10月18日 やまご新聞

臣籍降下

我が国の皇位継承の歴史を振り返ると、皇位継承者(皇族・親王)が多すぎたり少なすぎたり、その調整に苦慮してきた歴史と言えるであろう。まず多すぎた時代を見てみよう。平安時代には皇族が増加しすぎて、国家財政を圧迫する様になり、姓を賜って(賜姓)臣籍に降下するようになった。敏達天皇の五世または六世子孫の葛城王が天平勝宝二年(七五〇年)に、橘姓を賜って臣下となり、橘諸兄を名乗ったのをその嚆矢とする。桓武天皇の孫高望王が平姓を賜って平高望となった。桓武平氏の始祖である。その後、清和天皇の孫経基王が源姓を賜って清和源氏の始祖となり、頼朝義経に繋がるのは有名である。

続・多すぎたり少なすぎたり、苦慮してきた先人たち

2016年11月17日 やまご新聞

幕末には宮家は実質二家のみ

前号では四親王家(世襲親王家)の御創立まで述べた。まず心永十六年(一四〇九年)足利三代将軍義満の頃、伏見宮家御創立あらせらる(以下御創立と略す)。次いで天正十九年(一五九一年)豊臣秀吉

の時代)桂宮家御創立。寛永二年(一六二五年)徳川三代将軍家光の時代)に、三つ目の世襲親王家である有栖川宮家が御創立。そして宝永七年(一七一〇年)新井白石の建言により四つ目の世襲親王家として閑院宮家が御創立。嘉永六年(一八五三年)ペリー来航)時点では、この四つの宮家以外の皇族は悉く門跡になって(出家して)しまっていたのである。慶應三年十二月の王政復古の号令の時点では桂宮家は嗣子が無く淑子内親王が当主となっており、閑院宮家も当主が若くして薨去しており空位となっていた。伏見宮家は当主邦家親王が六十五歳と、当時としては高齢であった。唯一有栖川宮家の熾仁親王が三十二歳の働き盛りであった。熾仁親王は、当時十五歳で踐祚後間もない明治天皇を補佐して新政府の総裁になり、ついで東征大総督となる。余談だが明治天皇には踐祚された慶應三年一月から王政復古までの一年足らずだが摂政がいた。人臣最後の摂政一条斎敬である。その後明治二十二年の皇室典範で摂政は皇族に限ると定められ、大正十年には時の東宮(昭和天皇)が摂政になっている。

陛下の退位について

平成28年9月19日 『世論』

明治二十二年二月、帝國憲法発布と同時に皇室典範も制定された。二ヶ月後に出版された「皇室典範義解(伊藤博文著)」に「既二君主ノ任意ニ製作スル所ニ非ズ。亦、臣民ノ政工干渉スルトコトニ非ザルナリ。」とある。私のような庶民が口を出すものではない。しかし八月八日の陛

下のお言葉に「ここに私の気持ちをお話いたしました。国民の理解を得られることを、切に願っています。」とあり、国民として敢えて政府に一言申し上げる。本稿執筆時点では、政府は皇室典範には手をつけず特別立法で済ますことにするという。この立法だけでよいのだろうか。「現行皇室典範第四条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」とある。改正し「崩じたときはまたは退位したとき」と改正しなければならぬのは自明である。さらに御退位後陛下の御身分はどうなるのだろうか。太上天皇(以下上皇)しかあり得ない。まさか元天皇とか名誉天皇になられるのではあるまい。百歩いや万歩下がって「元天皇」になられたとしよう、そのお方と皇后陛下が皇族であり続けるためには「典範第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする」を改正し、上皇または元天皇元皇后を挿入しなければならぬ。これを改正しなければ皇国二千六百年の歴史で初めて、天皇から皇族以外の身分(まさか平民?)になられることになってしまふ。さらに敬称はどうなるのであろうか。殿下でも閣下でも無くむろん「さま」でもなく陛下しかあり得ない。「典範第二十三条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后の敬称は、陛下とする。」を改正し上皇または元天皇を加えなければ御退位後の敬称が曖昧になってしまう。さらに、政府に要求したい。「憲法第一条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」とあるが、お言葉によって、つまり典範以外によって皇位継承するのは明らかに憲法違反であり、「皇室典範及び法律の定める所により」と改正しなければならぬ。さらに「第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、

国政に関する権能を有しない。」とある。今回お言葉によって立法することになる。ましてやお言葉では「個人として」とお断りになっている以上、「個人」の言に随う立法する事になる。一個人が国政に関する権能を有することになり、憲法違反は明白である。従って憲法第四条も改正しなければ、お言葉を体する事はできない。上皇にしろ元天皇にしろ、憲法には規定はない。既に左翼は「譲位は憲法違反」と言い募っており、譲位が実現したあかつきには、自衛隊に加えて上皇を憲法違反として攻撃の対象とすることは火を見るより瞭らかである。現に反天連はそう主張している。政府は特別立法に逃げることも無く、断固として憲法と皇室典範を改正し、陛下の大御心にそい奉るべきである。天智天皇の勅に「天二双日無ク國二王無シ」とあるが、わが国はついに天皇と太上天皇の二王を戴くことになる。政府はその覚悟で臨むべきである。

祝 新嘗祭

ZPO 法人百人の会 相談役 高岡昭一

新嘗祭は宮中祭祀のひとつ。収穫祭にあたるもので、11月23日に、天皇が五穀の新穀を天神地祇(てんじんちぎ)に進め、また、自らもこれを食して、その年の収穫に感謝する。宮中三殿の近くにある神嘉殿にて執り行われる。

農業国家である日本は、古くから神々に五穀の収穫を祝う風習があった。また、その年の収穫物は国家としてもそれから一年を養う大切な蓄えとなることから、収穫物に感謝する大事な行事として飛鳥時代の皇極天皇の時代に始まった新嘗祭の日が第二次世界大戦後の占領政策によって天皇行事・国事行為から切り離される形で改められたものが「勤労感謝の日」である。

歴代天皇の詔勅聖訓

御所市議会議員 杉本延博

第一回「詔勅とは」
2016-10-17日 やまと新聞

はじめに

『やまと新聞』で御歴代天皇の「みこと」の「謹解を寄稿させていただくことに心から感謝申し上げます。

小生は、昨年の十二月八日、大東亜戦争開戦詔書頒布の日拙著『御歴代天皇の詔勅謹解』を展転社より上梓した。そして『やまと新聞』に有難い書評を掲載していただいた。

戦前は、溢れるように「みこと」に関する本が出版され、研究する学者もたくさんいた。しかし戦後は一転して、「みこと」に関する本の出版状況は皆無となり、研究している学者も僅かな状況になってしまったのである。

小生のような浅学菲才の者が言つのは、畏れ多いことなのだが、戦後体制を脱却して、天皇国日本の正しい姿を再興するためにも、日本精神の淵源である「みこと」から学び実践に活かしていくことが、今こそ求められているときではないだろうか。そうした意味からも、一人でも多くの読者に拙著と合わせて、この記事を読んでいただき、「みこと」について触れていただける一助になればと願っている。

第一回目は、「みこと」の研究の第一人者であった森清人の著書『大日本詔勅通解』及び『大日本詔勅謹解』から「みこと」の意義などについての基本的な概論を紹介していきたい。

の中で、「法律命令以外で、天皇の國民に對する意思表示をされし公文書を詔勅といふ。詔勅は法律ではないが國務その他に關する一種の規範となり、國務に關する詔勅は、必ず大臣の副署を必要とする。詔勅即ちミコトノリは天皇の『御言を宣る』の義で、古代は別に詔勅に關する一定の制式はなかつたのであるが、文武天皇が大寶令を定められるに及び、唐の制に倣つて、初めて詔勅の制式を定められた。」と詔勅の起源、意味について説明している。

『大日本詔勅謹解』の中で、詔勅には、二つの形式（詔勅・宣命）があるとして「一つは漢文體を以てせられ一つは宣命の形式を用ゐられてゐる。然しながら宣命と漢文體とは、その形式を異にする丈で内容の上には、何ら形式のために影響されたところはない。即ち内容を表現する方法の上に変つたところがあらうとも天皇の御思召を傳へる上には、そこに些の異つた點はないと思はれる。」と論じている。

本居宣長は、宣命について研究した『續紀歷朝詔詞解』を著したこと有名だ。そこで本居宣長の「みこと」に関する考えの一端をみてみよう。

『大日本詔勅謹解』の中で、本居宣長の考えについて「唯、本居宣長の如きは、日本的といふ意味から宣命の形式を尊重し、漢文體の表現については、漢皇（支那的）があるのを遺憾とする旨を述べている。」と論じている。その根拠として「世にはゆる宣命は、即ち古への詔勅にして上代の詔勅は、此の外になかりし

を、萬の事、漢さまにならひ給ふ御世々々となつては、詔勅も、漢文のを用ひらるること多くなつて、後の世に至つては、つひにその漢文なる方を詔書、勅書といひて、もとよりの皇國言のをば、分けて宣命とぞいひならへる。」と『續紀歷朝詔詞解』から主張の一端を引用して、宣命尊重論を主張した。と説明している。

さて戦後、日本国憲法では、詔勅をどのように定めているのであろうか？ 憲法前文には

「人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と明記されており、また憲法第九十八条の条項では、最高法規である「憲法」に反する詔勅などは効力を有しないと明記されている。つまり現憲法下では、詔勅に制限がかけられているということである。

敬神愛民の大御心が現れた詔勅御歴代天皇の詔勅から「神を敬い・民を愛する」大御心を拝することが出来る。『大日本詔勅謹解』のなかでも「歴代の詔勅を拜誦して、最も眼につくのは、一、敬神、一、愛民についての大御言葉で、殊に愛民の思召を表示せられ、その生活安定を心から祈られると同時に、政策の上に之を實現された場合を度々拜する。」と論じている。ここで謹んで「敬神・愛民」の大御心が顕現された詔勅の一例を分類して抄録していく。

・疫病や飢饉、災害などにより苦しむ民を救うよう仰せになられた詔勅
○今より以後、三載に至るまで、悉く課役を除めて百姓の苦を息へよ。仁徳天皇
○民苦を救はせ、天下諸國は今年の擧税の利を収むること勿く、竝に庸の半を減すべし。文武天皇

○宜しく京畿・七道諸國の飢民に、賑給を量り加へ支濟を獲しむべし。仁明天皇

・御親ら率先して模範をお示しになられた詔勅
○故れ帝王躬ら耕して農業を勧め后妃親ら蠶ひて桑序を勉めたまふ。繼体天皇

・民の生業を向上させるため諸改善を仰せになられた詔勅
○船無きに由りて以て甚に歩運に苦む。其れ諸國に令ちて船舶を造らしめよ。崇神天皇

○其の國の百姓、農業に怠れり。其れ多に池溝を開りて、以て民の業を寛めよ。崇神天皇
○横源を決りて海に通し、逆流を塞ぎて、以て田宅を全うせしめよ。仁徳天皇

・善きまつりごとを執り行つたため臣下の意見を聞きたいと仰せになられた詔勅
○若し國を利し百姓を寛にする術有らば、闕に詣て親しく申せ。天武天皇
○國家の事、萬機を益するあらば、必ず奏聞すべし。元正天皇

○凡そ號令の時に便ならざるものは、言ひて諱むこと無く、政化の國に益有るものは、犯して隠すこと莫れ。龜山天皇
「みこと」は日本民族にとつて政治、經濟、教育、道徳など全ての分野を包括している日本精神の根源となるべき尊き指針なのである。

数多くの尊き御教である御歴代天皇の「みこと」が、現在に伝えられていることは、私たち日本人にとって民族的な財産であるといえよう。その民族的財産である「みこと」の一字一句から日本精神とは何かを学び修養することの必要性を改めて主張したのである。次回から謹んで御歴代天皇の「みこと」の「謹解」に入っていく。

陛下のゴトオメッセー ジツツキ一言

愛知の教育をよへくする会 杉田謙一
H28-11-14

陛下の国民をお思いくださるお気持ちには無条件でお答え申し上げることが国民の務め。

「象徴」としてのお仕事を真摯になされる姿に国民は大いに感激して日本人としての誇りを抱くようになっていくことは多くの国民の承服するところ。祝日にすら国旗を掲げる人がこれほどいない時代になっているにわかかわらず、皇室への仰慕への思いを抱かれる人が圧倒的なのはひとえに陛下をはじめ皇室の皆さんの活躍のたまもの。その陛下が譲位をなさねば天皇の責務を果たすことは難しいとおっしゃる。それに対して、「祭祀だけをお勤めいただき、譲位はできぬ」と仰る保守識者の多き事。国民へのご意見表明もおつしみてくだささい、と語る人も。ならば問う。国民と皇室とのきずながこれほど深く強いのは陛下ご一人の神業に近きご努力の結果であり、保守を自任するわれらがどれほどのことができてきたのか。例えば国旗掲揚の推進などで皇室と国民をつなぐ行為をなしてはいるが遅々として進まない。この現実を果たして僕らはどれだけ嘆いて恥じているのだろうか。

陛下の民思つ御心にとまなう全国行幸があつて初めて国民は天皇国日本に生まれた喜びを思うのであつて、保守が陛下の行幸を減らしていただくというなら国民の陛下への仰慕の思いを育てるために必死になるべきでありましょう。違いますか。そうでなければ、そしてその実現ができる自信がなければ陛下のご努力の

成果としての敬愛される天皇像を身をもって示される陛下に物申すことなどできっこない話ではないか。私は陛下に感謝して奉迎させていたたくのみであります。

横浜市 中村寿徳

帝の会見についてのコメント、流石です。要は「女帝論争」など、譲位とは別の問題を取り上げて、これを利用してとする逆臣の問題でしょうが、保守派が皇室典範に固執するのは本筋ではなく、この点、どちら様の仰る通りだと思います。本筋をいえば、帝の仰る事はその通りになさり、これを機に良からぬ事を考える逆臣を排しなされ、と保守派は言うべきでありましょう。皇室典範こそ「無視」して、陛下と御二方の親王様でお話し合いになって決めるべきと思われまふ。私もWebサイトを「千早城」と改め、ささやかな抵抗をしよう。

<http://datastock.web.fc2.com/20161108.htm>

活動資金の協力をお願い

まずは平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。このレポートにもありますように、日本の将来、子供達に輝く未来を約束するため、なによりも皇室を大事に思う運動を展開する任意団体です。ところが問題は活動資金。特別なスポンサーなどはなく寄付で賄っています。今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

- 寄附(カンパ金)の主な使途
 - ・ 活動の為に資料作成費・発送費
 - ・ 交通費・通信費・備品購入費等
- ◇ 同封の郵便振替にてご協力ください。または郵便振替
- 00960-4-308709 憲法一条会

《↓1頁末尾より》

全てを配り最後の市役所に行くところだけでも6〜700名の地元の方がお見えである。

すでに集合時間の10時20分を過ぎたおり一本も国旗が配られていないので一気に手渡ししてほぼ半数を配り終えたとき、県警のえらいさんからここは神社庁のほうからの配布の予定とお話を伺う。明日の小牧用の国旗であったため内心ほっとして回収に動こうとしたがこれもストップ。結果、配布を終わったところはそのまま贈呈となる。おそろしく今夕の奉迎や明日のご出発時の送迎にお使いになるでしょう。

平和祈念館内にお集りの人およそ300名だけは国旗を使わなく静かにお迎えするとのことでしたので、奉迎終了後に希望者には国旗をお渡しできる体制をとったところ大方の方がお持ちになったようであります。同じ奉迎者であっても記念の国旗なしでは申し訳ないとの私どもの判断。

1時ころにはすべて午前部ののは終了となり、午後は3時ころより。私はそこまでおられずに、記念館の見学をしてから帰宅した。

記念館のこと。満蒙に行かれた皆さんのご苦労はよくわかる。当身を体験された方のつらさや国策の是非につき非難をなされるのも。また様々な感動ドラマも聞き、心打たれました。しかし、違和感

が。満州に平和条約を破って侵攻したのはソ連。あの虐殺やシベリヤ抑留の大罪をなしたのもソ連。国内情勢は食うに食われない飢餓でありその対策としての満州開発が国策となる。無論本来は漢民族の地ではない。満州国は安全だから毎年1

00万もの漢人が入ってきたこと。これらもまっとうに語られねばならぬ。それらを、「満蒙開拓の悲惨は日本軍の自作自演」と政府や軍の責任を中心に置き語られるのはいくらも。また帰還政策が遅れたのも日本が占領統治下にあったこと。海外の日本人の速やかな帰還を連合国はポツダム宣言という条約においてみとめており、その不履行の責務は彼の国にあることなどの問題である。陛下の行幸の際に担当者はどうのように説明されたのかもし私に説明したごとく陛下に語られていたとしたら。確認をするのも怖くなつた。

今日の趣旨に反するとは思つたが、私は個人的な感想として案内の女性には以上をソフトに指摘をさせていただいた。それにしても陛下がこうしてご苦労なさつて帰国された体験者にお会いになり会館にお越しくださるのには実に尊くありがたきことだと感激した一日でありました。

愛知 澤田史朗

阿智村の西陛下奉迎から1時間まえに戻りました。

朝早くから、記念館前に奉迎の為に来られた200名の一団には日の丸の小旗を配らないように県警から指導されました。満蒙記念館の手前のくだり坂の途中の指定エリアに集られた善男善女数百名には杉田さんから頂いた日の丸の小旗を200本ほど配りました。子供連れの若いお母さんや満蒙開拓に行かれた家族をご存知の高齢の方たちも沢山おられました。日の丸作りや国旗掲揚のボランティア活動を説明したところ大変感謝されました。

帰りは紅葉を見ながら国道を下って足助の町並みと香嵐溪の紅葉も横目で見て走ってきました。